以下、「甲」という。)と	第10条(委託業務をキャンセルした場合の取り扱い)
1	1 乙は、対象婚礼の中止に伴い個別契約を解除するに際しては、甲に対して以下で選択された基準に基づく解約料を支払うものとする。該当する基準が選択されていない場合は、A を基準を適用するものとする。なお、乙から甲への解約 第1 第2 第3 第3 1 第2 第2 第3 1 第2 第2 第3 1 第2 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8
□ 写真・ビデオ(当日撮影) □ 写真・ビデオ(当日撮影以外の製造物) □ その他() 2 甲は、委託業務の実施においては善良なる管理者の注意義務を負うものとし、甲の責に帰すべき事由により、乙が「新郎新婦等乙に対して委託業務の前提となる発注をした顧客」(以下、「顧客」という。)又は第三者との間で紛争に巻き込まれた場合には、甲は乙と協働して、誠意をもってこの解決に努めるものとし、またそれにより乙に損害が発生した場合には、乙の請求に従い賠償する義務を負うものとする。また委託業務中に発生した事故等は、乙の責に帰すべき場合を除き、甲の責任と負担で対応する。	□【C. 婚礼施行日後に成果物の納品のある商品・サービスの場合】 事前打ち合わせ開始後から対象婚礼施行前日までの解約 対象業務委託料(税別)の●% 対象婚礼施行当日から商品納品予定日前日までの解約 同●% 商品納品予定日当日の解約 同100%
3 委託業務に (*** *** *** *** *** *** *** *** ***	の
1 甲が委託業務を提供するに際しては、乙及び委託業務を提供する	毎のためかめる他、本実利に関連してこに損害を与えた場合には、逆失利益及い核会損失ならいに間接的、利益、派生的損害を増負する義務を 負う。但し、甲が不可抗力(甲に一切の過失がなく、かつ他に代替手段が存在しないことを乙が認めた場合に限る)により本契約の義務を履行できない場合は免責される。 第12条 (機密事項) 1 甲及び乙は、本契約の内容及び取引上相手方から知り得た情報(以下、「秘密情報」という。)を、相手方の事前の書面による承諾なしに外部に漏洩又は本契約の目的。 外に利用してはならない。ただし、①相手方から提供又は開示がなされたとき、すでに公知となっていた、又は自己において既に知得していたもの、②相手方から提供 又は開示がなされた後、自己の責に帰せざる事由により公知となったもの、③提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、⑤相手方から秘密保持の必要なき旨書面で確認されたものは本条が適用される秘密情報から除外する。
甲は、原則として委託業務に関連して発生した交通費及び顧客等との打ち合わせで支払った料飲代等の費用の精算を求めることができないものとする。但し、遠方での役務提供等の事情があり、予め甲乙間で特別の合意があった場合はこの限りでない。 (5.6条 (決済方法) 1 田は毎日末12 (大きなが発生した不乏業務が展示総額を貸出し、翌日 (大きなど居とした) フに居とした フにまむまな 送付する	第14条 (残存条項) 本契約終了後も第3条、第5条、第6条、第9条、第11条から第15条までの効力は残存する。 第15条 (管轄裁判の) 本契約に関連しておい生じた場合には、乙所在地管轄の地方表

以上の内容での契約成立を証するため、甲及び乙は、本契約書を2通作成し、署名捺印又は記名押印の上で、各々1通を保有する。

Sample Sample

- 1 乙は契約期間内においても、いつでも本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方に①強制執行、税金滞納処分を受けた時、又は破産、民事再生、会社更生、解散(但し、合併による場合を除く)、清算、差押、仮差押、もしくは 特別清算開始の申立てがあったとき、②銀行取引停止処分があったとき、③主務官庁より営業許可の取り消し、営業停止、その他行政処分を受けたときは即時に、④本 印紙税等発生する費用の負担は折半する。
- 3 前2項の定

- 1 甲は、乙の書面による承諾なしに、本契約に基づく債権を第三者
- 2 甲は、乙の事前の承諾なしに、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。但し、やむを得ない理由により自ら委託業務を提供できない場合には、直ち